

組合員の皆さまへ

扶養状況確認調査（検認）の実施について

標題について、地方公務員等共済組合法施行規程第97条に基づき、当組合の被扶養者の認定基準を満たしているかを確認するため、次のとおり扶養状況について調査（以下「検認」という。）を実施します。

つきましては、「扶養状況確認調査票」（以下「調査票」という。）を提出期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

なお、検認に関するお問合せについては、

「株式会社フューチャー・コミュニケーションズコールセンター」へお願いします。

記

調査対象者：基準日（令和8年7月1日現在）に、被扶養者に認定されている方で、同居の子（平成16年4月1日以前生まれの方）のうち、当組合が指定する方

調査対象期間：令和7年7月1日～令和8年6月30日

提出物：調査票及びそれに伴う添付書類（※詳細は「提出書類のご案内」参照）

提出期限：所属の検認集約担当者が定める日

提出先：所属の検認集約担当者まで

問合せ先：株式会社フューチャー・コミュニケーションズ コールセンター
0800-666-0028
令和8年6月26日(金)～7月31日(金) 9:00～19:00 ※但し、土日祝日を除く

注意事項等

- ・ 検認にあたり、大阪市職員共済組合のホームページにて「被扶養者認定取扱基準」を再度ご確認ください。次の①、②に該当する場合は調査対象外となりますので、「調査票」のみ必要事項を記入のうえ提出してください。
また、次の①、②の事実について届出をされていない方は、「被扶養者申告書」にて速やかに所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて届出をしてください。「被扶養者申告書」には事実を確認するための添付書類が必要です。

①被扶養者の同（別）居の届出状況に変更があり、当該異動日が検認の基準日（令和8年7月1日）以前である場合

②被扶養者の認定基準を満たさないことが判明し、当該事実発生日が検認の基準日（令和8年7月1日）以前である場合

※同（別）居日または事実発生日が令和8年7月2日以降の方は検認対象者となります。

- ・ 提出期限を過ぎても「調査票」の提出がない場合や提出書類に不備があり扶養状況が確認できない場合は、令和7年7月1日まで遡って対象被扶養者の健康保険に係る資格が無効（資格喪失）となります
- ・ 検認により、被扶養者の認定基準を満たさないことが判明した場合は「認定不可」通知を送付します。基準を満たさなくなった日（事実発生日）まで遡って資格喪失となります。




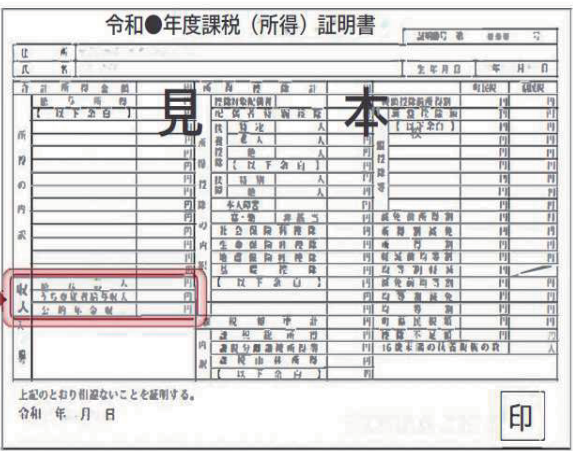
「個人情報保護の取り組み」、「被扶養者認定取扱基準」及び「被扶養者申告書」については、大阪市職員共済組合ホームページ <https://city-osaka-kyosai.or.jp> をご参照ください。

【提出書類のご案内】

調査対象**被扶養者**にかかる書類を提出してください。

下記の「提出書類」を所属の検認集約担当者へご提出ください。提出前に、提出もれがないか再度ご確認をお願いします。

- ※ 提出された書類は返却できませんのであらかじめご了承ください。
- ※ 各種証明書の交付手数料につきましては、組合員様にてご負担願います。
- ※ 併せて、4頁の「検認Q&A」もご参照ください。

被扶養者の状況	提出書類／注意事項
必須書類 (全員必要)	<p>A 「調査票」〈原本〉</p> <p>【いつ】 令和8年7月1日時点の状況のもの</p> <p>【目的】 令和7年7月1日～令和8年6月30日までの被扶養者の状況を確認します</p> <p>【交付先】 同封</p> <p>【注意点】 記入例を参考にもれなく記入してください。</p>
	<p>B 被扶養者の「住民票の写し（世帯全員、続柄入）」〈原本〉（個人番号の記載がないもの）</p> <p>【いつ】 発行日が令和8年6月1日以降のもの</p> <p>【目的】 氏名・生年月日・同居別居・他の扶養義務者の有無等を確認します</p> <p>【交付先】 被扶養者の住民票登録地の市区町村役場</p> <p>【注意点】 続柄は省略しないでください。</p> <p>※被扶養者が複数いる場合、同一世帯であれば提出は1通で可</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">世帯全員分かつ続柄入りものを取得してください。</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>
	<p>C 被扶養者の「課税（所得）証明書」または「非課税証明書」〈原本〉</p> <p>【いつ】 令和8年度のもの</p> <p>【目的】 令和7年中の収入の種類を確認し、提出していただく書類を把握します。</p> <p>【交付先】 被扶養者が令和8年1月1日にお住まいだった市区町村役場</p> <p>【注意点】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市区町村役場によって証明書の名称が異なる場合があります (2) 令和7年1月～12月までの収入金額が証明された書類を取得してください (3) 無収入の場合は「非課税証明書」を提出してください (4) 「源泉徴収票」は不可です <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; display: inline-block;">被扶養者のものを提出してください。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>「調査票」の【cの収入金額】には『収入』の合計をご記入ください。</p> <p>※給与収入と年金収入がある場合は、合計した総収入の金額をご記入ください。</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>

被扶養者の状況

提出書類／注意事項

給与収入がある方

- D** (給与収入のみである場合) 下記の①または② (①を提出すれば、②は不要)
 (給与以外にも収入がある場合) ②を提出
 ① 「労働条件通知書等の労働契約内容が確認できる書類」(被扶養者の氏名が記載されたもの) <コピー>
 ② 「給与明細書」<コピー>または「給与支払証明書」<原本>

【いつ】(②のみ) 令和7年7月～令和8年6月に支給されたもの(1年間分)

【目的】労働契約内容または交通費や諸手当を含めた給与総額を確認します

【交付先】被扶養者の勤務先(元勤務先)

- 【注意点】(1) ①②共通) 調査対象期間に退職している場合は、退職した勤務先のものも必要です
 (2) ②のみ) 受取人名、支払会社名、支払年月、総支給額がわかるものが必要です
 (3) ②のみ) 同封の「給与支払証明書」は、勤務先に所定様式がない場合にご利用ください

給与明細書を保管していなかった場合は勤務先から再発行してもらおうか、同封の「給与支払証明書」の作成を勤務先に依頼してください。

(②のみ)
 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動により、調査対象期間の収入基準額が超過している被扶養者は、事業主からの証明書を合わせて提出してください。
 様式：「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」

年金収入がある方

- E** 年金の金額がわかるもの<コピー>

【いつ】令和7年7月～令和8年6月に支給されたもの(1年間分)

【目的】支給されたすべての年金の額を確認します
 ※所得税や介護保険料等が控除される前の金額です

【交付先】日本年金機構、共済組合等

- 【注意点】(1) 年金額改定通知書や年金振込通知書等 受給権者氏名、合計年金額(年額)がわかるものを提出してください
 (2) 「源泉徴収票」は不可です
 (3) 年金収入には、課税(所得)証明書に記載されない非課税年金(障害・遺族)を含みます

被扶養者の年金の受給状況をよく確認してください。

個人収入がある方

- F** 「確定申告書類一式」(「収支内訳書」等経費の内訳が確認できるものを含む) <コピー>

【いつ】令和7年分

【目的】事業収入、不動産収入、株収入等の収入があった場合、その総額を確認します

【交付先】税務署

- 【注意点】(1) 「収支内訳書」や「青色申告決算書」を含むすべての書類を提出してください
 ※株の場合は「配当計算書」や「明細書」等です
 (2) 確定申告をされていない方は令和7年7月～令和8年6月までの総収入がわかるものを提出してください




令和7年分の確定申告時に提出したすべての書類を提出してください。

事業収入
 不動産収入
 株収入等

Gについて

日額が3,612円（19歳以上23歳未満の方は4,167円、障害年金受給者または60歳以上の方は5,000円）以上の給付を受けていた場合は、必要事項を記入のうえ「調査票」のみご提出いただき、速やかに減員手続きを行ってください。

該当者のみ提出書類

被扶養者の状況	提出書類／注意事項
<p>各種手当金を受給している方</p>	<p>G ①「雇用保険受給資格者証」<コピー> ②「育児休業手当金支給決定通知書」<コピー> ③「傷病（出産）手当金支給決定通知書」<コピー></p> <p>【いつ】 令和7年7月以降のもの</p> <p>【目的】 手当金の受給期間と受給金額を確認します</p> <p>【交付先】 手当金の支給実施機関 <①②ハローワーク、③協会けんぽまたは共済組合></p> <p>【注意点】 令和7年7月以降の受給期間、給付日額がわかるものを提出してください。</p> <p> 全ページ分コピーを提出してください。</p> <div data-bbox="981 291 1476 772"> </div>
<p>令和7年1月1日以降に退職または廃業した方</p>	<p>H 退職日のわかるもの<コピー></p> <p>【いつ】 令和7年1月1日以降のもの</p> <p>【目的】 「課税（所得）証明書」に限度額以上の収入があった場合、その給与収入がなくなったこと、及び令和7年7月1日～令和8年6月30日の間に退職し、その退職日以降の給与収入がないことを証明する必要があるため</p> <p>【交付先】 元勤務先</p> <p>【注意点】 退職日の記載がある「源泉徴収票」や「離職票」や「退職日証明書」等を提出してください ※元勤務先が複数ある場合は、すべて必要です</p> <p> 退職日を確認します。</p> <div data-bbox="1093 817 1476 1400"> </div>
	<p>I 廃業したことがわかるもの【コピー】</p> <p>【いつ】 令和7年1月1日以降のもの</p> <p>【目的】 廃業した日以降の収入がないことを確認します</p> <p>【交付先】 税務署または都道府県税事務所</p> <p> 廃業した日がわかるものを提出してください。</p> <div data-bbox="1045 1467 1476 1736"> </div>
<p>調査対象者の被扶養者に配偶者がいる方</p>	<p>J 被扶養者の配偶者の「課税（所得）証明書」または「非課税証明書」<原本></p> <p>【いつ】 令和8年度のもの</p> <p>【目的】 夫婦相互扶助の観点から父母や婚姻している子等の夫婦双方の収入を確認し、被扶養者となるかの判断をします</p> <p>【交付先】 被扶養者の配偶者が令和8年1月1日にお住まいだった市区町村役場</p> <p>【注意点】 Cを参照</p> <p>被扶養者の配偶者に収入がある方（あった方を含む） D～Iを参照し、被扶養者の配偶者の状況に該当する書類を提出してください</p>

検認Q & A

《全体》

Q 1. 調査対象となった理由を教えてください。

当組合で行う検認は、毎年対象者を定めて行っていますが、今年度は、当組合が指定する「同居の子（平成16年4月1日以前生まれ）」を調査対象者として定めています。

Q 2. 提出期限までに必要書類をすべて揃えることができません。どうしたらいいですか？

提出期限までに「調査票」を提出してください。後日、不足書類の提出依頼文書を送付します。速やかに不足書類をご提出ください。

Q 3. 検認に必要な書類を提出しない場合はどうなりますか？

被扶養者として認定基準を満たしていても、地方公務員等共済組合法施行規程第97条の規定により、令和7年7月1日まで遡って対象被扶養者の健康保険にかかる資格が無効（資格喪失）となります。
資格喪失日以降に医療機関等で受診した場合は、当組合が負担した医療費等を返還していただくこととなりますので、検認へのご協力をお願いします。

Q 4. 被扶養者の収入の増加により認定基準を満たしていないことが判明しました。「調査票」の提出は必要ですか？

①減員日が令和8年7月2日以降の場合は、検認対象者となりますので、「調査票」及び添付書類をご提出ください。
②減員日が令和8年7月1日以前の場合は、検認対象外となりますので、「調査票」のみ必要事項を記入のうえ提出ください。
なお、①、②どちらの場合も、減員の届出が未提出の場合は、速やかに所属所（市長部局にあっては総務事務センター）を通じて「被扶養者申告書」にて届出をしてください。

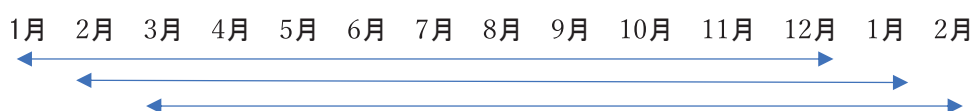
《被扶養者の収入》

Q 5. 被扶養者の収入の考え方を教えてください。

事実発生日以後、将来に向かって1年間に見込まれる当該被扶養者の恒常的な収入すべてを対象とし、交通費等を含む総額が下表の金額未満であり、かつ当該収入が組合員の収入の二分の一未満であること。

当該被扶養者の年齢等	収入基準額
障害年金受給者または60歳以上の者	180万円（月額150,000円、日額5,000円）未満
その年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満の者（組合員の配偶者を除く）	150万円（月額125,000円、日額4,167円）未満
上記以外の者	130万円（月額108,334円、日額3,612円）未満

※所得税法上の所得や1月1日から12月31日までの年間収入ではありません。
※民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日に加算されます。



被扶養者の認定期間中は、どの期間の1年間をとっても常に基準収入を満たさなければなりません。

Q 6. 被扶養者の収入とはどのようなものがありますか？

給与（交通費や諸手当を含む）、年金収入、事業収入、利子収入、配当収入、不動産収入、雑収入など課税非課税にかかわらず、すべての収入が対象になります。
 ※年金を受給しながら、就労（アルバイトやパート）している方は、年金の収入と給与の収入を合わせた額が被扶養者の収入となります。
 ※事業収入は、収入金額から売上原価のみ控除した金額で判断し、経費は認められません。（税法上の所得ではありません。）

【主な収入の種類】

給与収入	給料、賃金、賞与など ※交通費も給与収入に含まれます。
年金収入	厚生年金、国民年金、共済年金、遺族年金、障害年金、個人年金、企業年金、恩給 など <small>※ 遺族年金、障害年金は非課税のため課税（所得）証明書には記載されませんが、収入に含まれますのでご注意ください。</small>
事業収入	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、医業などから生じる収入
譲渡収入	土地、建物、株式等の資産を譲渡することによって生じる収入 <small>※ 一度に全てを譲渡した場合に限り、一時的な収入とみなし、収入基準額に定める収入には含めません。</small>
利子収入	公社債、有価証券利子、預貯金の利子など
配当収入	株式等の配当金など
不動産収入	家賃、地代、権利金など
雑収入	原稿料、執筆料、講師謝金、講演料、出演料、印税など
その他の収入	傷病手当金、雇用保険失業給付金、休業補償金、年金生活者支援給付金など

Q 7. 給与明細で被扶養者の収入を確認したところ認定基準を超過する月がありました。人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動でした。勤め先から「年収の壁にかかる事業主証明の対象」に該当すると聞いていますが、検認の提出書類は何が必要ですか？

被扶養者の収入確認に当たって年間収入130万円、150万円又は180万円以上の収入が見込まれる場合であっても、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である場合、事業主（勤務先）の証明を添付することで被扶養者認定が可能となることがあります。検認には他の書類と合わせて「事業主からの証明書」（指定様式）を提出してください。

指定様式：「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」（大阪市職員共済組合HP>「①加入者の資格と認定」>「被扶養者認定の収入条件について」に掲載）

※特定の事業主と雇用関係にない場合（フリーランスや自営業者など）は、今回の措置対象外です。

《他の扶養義務者》

Q 8. 被扶養者にかかる他の扶養義務者とは具体的に誰を指しますか？

他の扶養義務者の例

- 1) 子の配偶者
- 2) 組合員の配偶者（現在配偶者でない子の父（母）を含む）

Q 9. 子を扶養しています。扶養していない「子の配偶者」の収入に関する書類の提出が必要となるのはなぜですか？

認定対象者に配偶者がいる場合は、夫婦間における相互扶助義務が他の親族における相互扶助義務より優先します。そのため、夫婦の合計収入を確認し、その額が当組合の収入基準を超えていないことを確認する必要があります。

[収入基準]

	認定対象者とその配偶者の収入合計	認定対象者の収入	認定可否 (認定対象者)	認定対象者の配偶者の収入	認定可否 (認定対象者の配偶者)
認定対象者が(B) その配偶者が(B)	260万円未満	130万円未満	○	130万円未満	○
		130万円以上	○	130万円以上	×
	260万円以上		×		×
認定対象者が(A) その配偶者が(B)	310万円未満	180万円未満	○	130万円未満	○
		180万円以上	○	130万円以上	×
	310万円以上		×		×
認定対象者が(A) その配偶者が(A)	360万円未満	180万円未満	○	180万円未満	○
		180万円以上	○	180万円以上	×
	360万円以上		×		×

(A)障害年金受給者または60歳以上の方

(B)A以外の方

※「認定対象者またはその配偶者が19歳以上23歳未満」の場合は省略(該当する場合は当組合にお問い合わせください。)

記入例

必ずご提出ください

扶養状況確認調査票

【5行コード】
 【記号一番号】
 【組合員氏名】 様
 No. (/)

■組合員情報 ※令和8年7月1日時点の状況をご記入ください。

組合員氏名	共済 太郎
居住地	(現に住んでいる所) 〒 530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
電話番号	(職場または屋間の連絡先) 06-6208-7591

書類に不備等があった場合、連絡することがあります。必ずご記入ください。

住民票上の住所ではなく、現に住んでいる住所を記入してください。

■被扶養者情報 ※令和8年7月1日時点の状況をご記入ください。

被扶養者氏名	共済 花子	左記の方の配偶者	有(無)	居住地	(現に住んでいる所) 〒 530-8201
生年月日	平成13年12月1日	続柄	子	居住地	大阪市北区中之島1-3-20

取得した「課税(所得)証明書」の収入額をご記入ください。

1カ月平均の給与収入額(交通費含む)をご記入ください。

令和7年7月から令和8年6月までの給与明細が出せない場合は、その理由をご記入ください。

全ての年金額を合算し、1カ月の平均額を計算してご記入ください。※65歳以上の方で年金を受給していない場合は、受給していない理由(「繰り下げ申出」など)を余白にご記入ください。

「収支内訳書」や「青色申告決算書」を含む全ての書類を提出してください。

該当する場合、退職か廃業どちらかに☑チェックし、日付をご記入ください。

【減員または同居(別居)の手続き状況】

事実発生日が令和8年7月1日以前に減員となる方、または同居・別居の状況に変更がある方は、下記を記入し「調査票」(本紙)のみご提出ください。該当する方は手続き状況に☑をし、日付を記入してください。

減員 同居・別居 提出済 提出予定 届出(予定)日 年 月 日 事実発生日 年 月 日

※事実発生日が令和8年7月2日以降の場合は、扶養状況確認調査の対象となります。

【提出書類確認】

該当状況	提出書類	収入状況等
必須書類1 (全員必要)	<input checked="" type="checkbox"/> A 扶養状況確認調査票<本紙> <input checked="" type="checkbox"/> B 住民票の写し<原本> <input checked="" type="checkbox"/> C 課税(所得)証明書または非課税証明書(令和8年度)<原本>	収入状況等を記入してください。収入がない場合は「0」と記入してください。 [C]の収入金額 1,070,000 円/年
給与収入がある方	<input checked="" type="checkbox"/> D ①労働条件通知書等の労働契約内容が確認できる書類(被扶養者の氏名が記載されたもの)または②給与明細<コピー>または給与支払証明書<原本>(令和7年7月~令和8年6月支給分)	②【支給実績月額で割った平均額】。給与明細提出時に記載 79,500 円/月 令和7年7月1日以降に働き始めた日を記入(複数記入可) 令和 年 月 日・ 年 月 日 ※提出できない理由 (「令和7年〇月は勤務がなかったため」)
年金収入がある方	<input type="checkbox"/> E 年金の金額がわかるもの<コピー>(令和7年7月~令和8年6月支給分)	③【種類に☑と支給実績月額で割った平均額】 <input type="checkbox"/> 障害・ <input type="checkbox"/> 遺族・ <input type="checkbox"/> 企業・ <input type="checkbox"/> 個人 円/月
事業収入・不動産収入・株収入等がある方	<input type="checkbox"/> F 確定申告書類一式<コピー>(令和7年分)	④【種類に☑と支給実績月額で割った平均額】 <input type="checkbox"/> 事業収入・ <input type="checkbox"/> 不動産収入・ <input type="checkbox"/> 株収入・ <input type="checkbox"/> その他 円/月
雇用保険失業給付を受給している方	<input type="checkbox"/> G① 雇用保険受給資格者証<コピー>	⑤【日額×30日の金額】 円/月
育児休業手当金を受給している方	<input type="checkbox"/> G② 育児休業手当金支給決定通知書<コピー>	⑥【日額×30日の金額】 円/月
傷病(出産)手当金を受給している方	<input type="checkbox"/> G③ 傷病(出産)手当金支給決定通知書<コピー>	⑦【日額×30日の金額】 円/月
令和7年1月1日以降に退職または廃業した方	<input type="checkbox"/> H 退職日のわかるもの<コピー> <input type="checkbox"/> I 廃業したことがわかるもの<コピー>	【令和7年1月1日以降退職または廃業した方】 <input type="checkbox"/> 退職・ <input type="checkbox"/> 廃業 年 月 日 <input type="checkbox"/> 退職・ <input type="checkbox"/> 廃業 年 月 日

■調査対象者の被扶養者に配偶者がいる場合

被扶養者に配偶者がいる方(必須書類)	<input type="checkbox"/> J 課税(所得)証明書または非課税証明書(令和8年度)<原本>	[J]の収入金額 円/月
被扶養者の配偶者に収入がある方(あった方を含む)	他の扶養義務者の状況に該当するものを上記D~Iを参照のうえ、下記に☑を入れ該当する書類をすべて提出してください。 <input type="checkbox"/> D <input type="checkbox"/> E <input type="checkbox"/> F <input type="checkbox"/> G <input type="checkbox"/> H <input type="checkbox"/> I	

【注】提出書類は、上から次の順に重ねて、左上1カ所フロッピーキス止めしたうえでご提出ください。①A「調査票」→②B「住民票」→③C「課税(非課税)証明書」→④D~G「収入額確認書類」→⑤H・I「退職日等確認書類」→⑥他の扶養義務者にかかる確認書類

各種手当金
日額が3,612円(19歳以上23歳未満の方は4,167円、障害年金受給者は5,000円)以上の給付を受けていた場合は、速やかに減員手続きを行ってください。

調査対象者の被扶養者に配偶者がいる場合は、必ず収入確認のための書類を提出してください。